

第六次青梅市男女平等推進計画

平成30年度～平成34年度

(2018年～2022年)

(素案)

平成 年 月

青 梅 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の考え方	3
3 計画の性格・位置付け	4
4 計画の基本理念	4
5 計画の期間	4
6 施策体系図	5
7 数値目標	6
第2章 青梅市の現状	7
1 人口の状況	8
2 世帯の状況	9
3 出生・死亡（自然動態）、転入・転出（社会動態）の状況	10
4 合計特殊出生率の状況	10
5 就業の状況	11
6 青梅市総合世論調査の状況	13
第3章 事業計画	15
目標Ⅰ 人権の尊重による男女平等参画の意識づくり	16
課題1 配偶者等からの暴力の防止	17
課題2 社会的弱者に対する暴力の防止	19
課題3 男女平等意識を推進する教育・学習の充実	20
課題4 国際理解の推進	22
課題5 男女平等参画の啓発	23
目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女平等参画の推進	24
課題1 行政・防災分野における男女平等参画の推進	25

課題2	地域・家庭における男女平等参画の推進	26
課題3	生涯を通じた男女の心と体の健康支援	27
課題4	外国人への支援	28
課題5	生活の安定と自立の支援	29
目標Ⅲ	働く場における男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの推進	32
課題1	ワーク・ライフ・バランスの推進	33
課題2	働く場における男女平等参画	34
課題3	女性の就業支援	35
課題4	子育て・介護への支援	36
目標Ⅳ	総合的な計画の推進	38
課題1	推進体制の強化・充実	39

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の考え方
- 3 計画の性格・位置づけ
- 4 計画の基本理念
- 5 計画の期間
- 6 施策体系図
- 7 数値目標

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

日本国憲法は、「法の下での平等」、「個人としての尊厳」を定め、男女がすべてにおいて性別により差別されないことを保障しています。

国においては、平成27（2015）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、※1男女共同参画社会を実現し、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会を作ることが最重要課題とし、政府一体となってさまざまな取組を行っています。

また、平成27（2015）年8月には「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律（いわゆる女性活躍推進法）」が成立し、平成28（2016）年4月に施行されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、新たな段階入りつつあります。

青梅市においては、平成8（1996）年に「青梅市男女平等推進計画・青梅市プラン」を策定し、その後、五次にわたり「青梅市男女平等推進計画・青梅市プラン」により男女平等参画社会の実現のための施策に取り組んできました。

しかし、現在においても※2固定的な性別役割分業意識が根強く存在し、男女平等参画社会づくりの阻害要因の一つとなっています。

青梅市を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、超高齢社会の本格化など大きく変化しており、社会経済情勢の変化による貧困・格差の拡大、雇用対策などの課題に加え、災害などの緊急時の対応など新たな課題への対応が求められています。

こうした課題を踏まえつつ、性別や年齢にかかわらず、その個性と能力が発揮できる機会が確保され、人々が満足感・安心感を得て生きがいのある充実した生活ができる男女平等参画社会の実現に向け、施策を計画的に推進していくため、「第六次青梅市男女平等推進計画」を策定するものです。

※1男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

※2固定的な性別役割分業意識

「男は仕事」「女は家事・育児」というような、性の違いにより男女の役割を固定的にとらえる考え方

2 計画策定の考え方

生活環境や社会経済情勢の変化が進む中で、男女平等参画社会の実現がますます重要となっています。

しかし、さまざまな分野における女性の参画はまだ低く、女性が十分に活躍できる環境が整っていない状況にあります。

これからは、仕事か家庭かという選択ではなく、働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事と生活のバランスをとることにより、その人の意欲と能力が発揮できるようにしていくこと、また、人権意識の啓発を含めた配偶者等からの暴力の防止についての取組の強化が必要です。

今回の計画策定にあたっては、男女平等参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分業意識の解消をはじめ、積極的に取り組むべき課題や、社会経済情勢の変化等により生じた新たな課題などに対応していくため、次の事項を重点化して施策を構築します。

○配偶者等からの暴力の防止

配偶者等からの暴力（※3ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。

被害者の多くは女性であり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、その子どもを含めた支援体制等の充実および人権意識を含めた配偶者等からの暴力の防止に関する啓発と情報提供を行っていくことが必要です。

○行政・防災分野における男女平等参画の推進

行政による政策・方針決定の場における女性の参画は、まだ十分な状況ではありません。

社会のあらゆる分野において男女平等参画を推進し、より多くの人々のさまざまな意見が反映され、女性にとっても男性にとっても生活しやすい環境をつくることが望まれます。

また、東日本大震災や近年の大規模災害を教訓に引き続き災害時、緊急時などにおける対応や、取組において女性の視点を十分に取り込んでいく必要があります。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

だれもが、仕事、家庭生活、地域生活などのさまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる※4ワーク・ライフ・バランスは、多様で柔軟な自分らしい生き方を選択でき、個人の生活を豊かにするものです。人口減少・少子高齢化社会への対応を図るためにも重要なものです。

このため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、男女の意識改革に取り組みながら、雇用者・被雇用者の双方に対する啓発を推進します。

○推進体制の強化・充実

計画の実効性を高めるために、計画推進体制を整え、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）により、施策の充実に努めていくことが重要です。

※3ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力を指します。

単に殴る、けるなどの暴力のみならず、言葉の暴力や威嚇する、存在や要望を理由なく無視する、経済的な制限をかけるなど、心理的な苦痛を与えることも含まれています。

※4ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」という意味で、仕事と私生活のバランスのとれた働き方をめざそうという考え方

3 計画の性格・位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項にもとづく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、男女平等参画社会の実現を目指す本市の基本方針を示し、施策を総合的かつ計画的に推進するための事業計画です。
- (3) この計画は、第一次から第五次までの推進計画による本市の取組を継承・発展させる計画で、「第6次青梅市総合長期計画」の個別計画に位置付けます。
- (4) この計画の目標Ⅰの課題1「配偶者等からの暴力の防止」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項にもとづく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」とします。
- (5) この計画の目標Ⅲの課題1「ワーク・ライフ・バランスの推進」、課題2「働く場における男女平等参画の推進」および課題3「女性の就業支援」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項にもとづく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」とします。

4 計画の基本理念

“男女が互いにその権利を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力が発揮できる男女平等参画社会の実現”に向け、

○性別により差別されない一人ひとりの人権が尊重される社会

○男性と女性があらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会

○多様な生き方を自らの意思で選択・決定し、その能力を十分に発揮できる社会を目指します。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。

6 施策体系図

目標	課題	施策
I 人権の尊重による男女平等参画の意識づくり	1 配偶者等からの暴力の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●暴力の未然防止のための意識啓発 ●被害者支援対策の充実 ●関係機関との連携
	2 社会的弱者に対する暴力の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・障害者・高齢者虐待の防止
	3 男女平等参画を推進する教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育における男女平等教育の推進 ●社会教育における男女平等教育の推進 ●多様な性に関する理解促進
	4 国際理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●国際理解の推進 ●国際交流機会の充実
	5 男女平等参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発事業・広報活動の充実
II 社会のあらゆる分野における男女平等参画の推進	1 行政・防災分野における男女平等参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●政策・方針決定過程への女性の参画 ●災害時の対応における男女平等参画の推進
	2 地域・家庭における男女平等参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への男女平等参画の推進 ●家庭における男女平等参画の確立
	3 生涯を通じた男女の心と体の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健事業の充実 ●健康に生活していくための支援
	4 外国人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人への支援
	5 生活の安定と自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●特別な配慮を必要とする男女への支援 ●高齢者への支援
III 働く場における男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●企業や事業主への啓発と情報提供 ●男女の意識改革の推進
	2 働く場における男女平等参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●働きやすい職場環境づくり ●セクシュアル・ハラスメント等の防止
	3 女性の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ●就業・キャリア形成の支援
	4 子育て・介護への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●保育・育児サービスの充実 ●介護に関する支援
IV 総合的な計画の推進	1 推進体制の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市民参画による計画の推進 ●市内の男女平等参画推進体制の充実 ●男女平等参画に関する情報収集

※各目標の1番目の課題（太文字の課題）を重点課題として取り組んでいきます。

7 数値目標

目標	数値目標	説明
I 人権の尊重による男女平等参画の意識づくり	DV防止法の認知度 90%	現状（参考） 平成26年度 81% 目標 平成34年度 90% ※平成26年度に国の行った調査によるDV防止法の認知度
II 社会のあらゆる分野における男女平等参画の推進	審議会等の女性の参画率 33%	現状（参考） 平成28年度 22% 目標 平成34年度 33% ※青梅市総合長期計画実施計画第9章まちづくりの指標
III 働く場における男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの推進	仕事とそれ以外の生活を両立していると思う人の割合 50%	現状（参考） 平成29年度 24% 目標 平成34年度 50% ※平成29年の「市民の暮らし展」でのアンケート調査において「仕事とそれ以外の生活とを同じように両立している」と回答した人の割合
IV 総合的な計画の推進	社会全体で男女が平等であると思う人の割合 50%	現状（参考） 平成29年度 16% 目標 平成34年度 50% ※平成29年の「市民の暮らし展」でのアンケート調査において「社会全体で男女が平等」と回答した人の割合

第2章 青梅市の現状

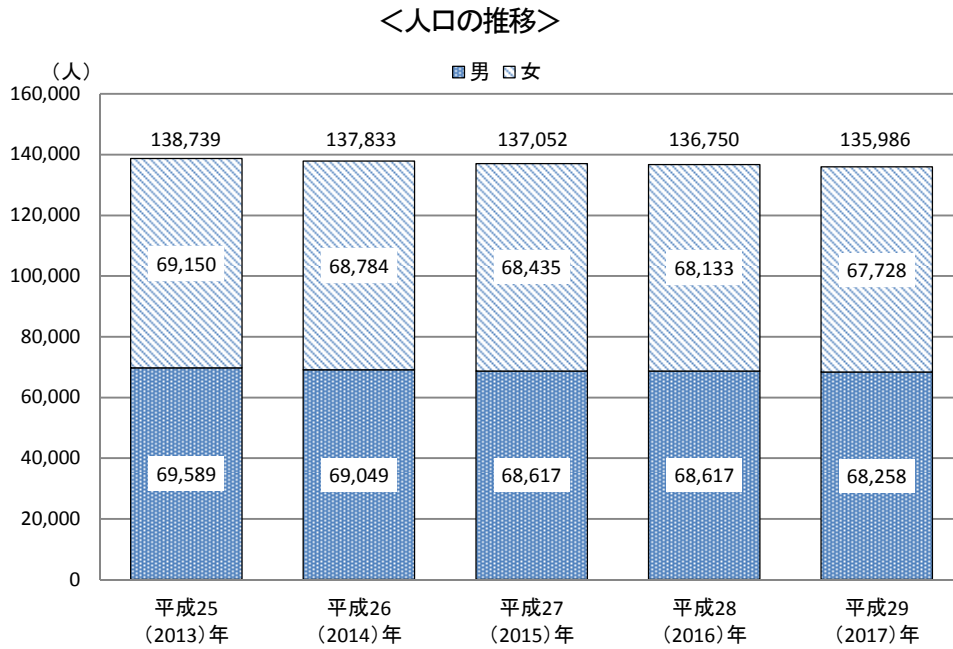
- 1 人口の状況
- 2 世帯の状況
- 3 出生・死亡（自然動態）、転入・転出（社会動態）の状況
- 4 合計特殊出生率の状況
- 5 就業の状況
- 6 青梅市総合世論調査の状況

第2章 青梅市の現状

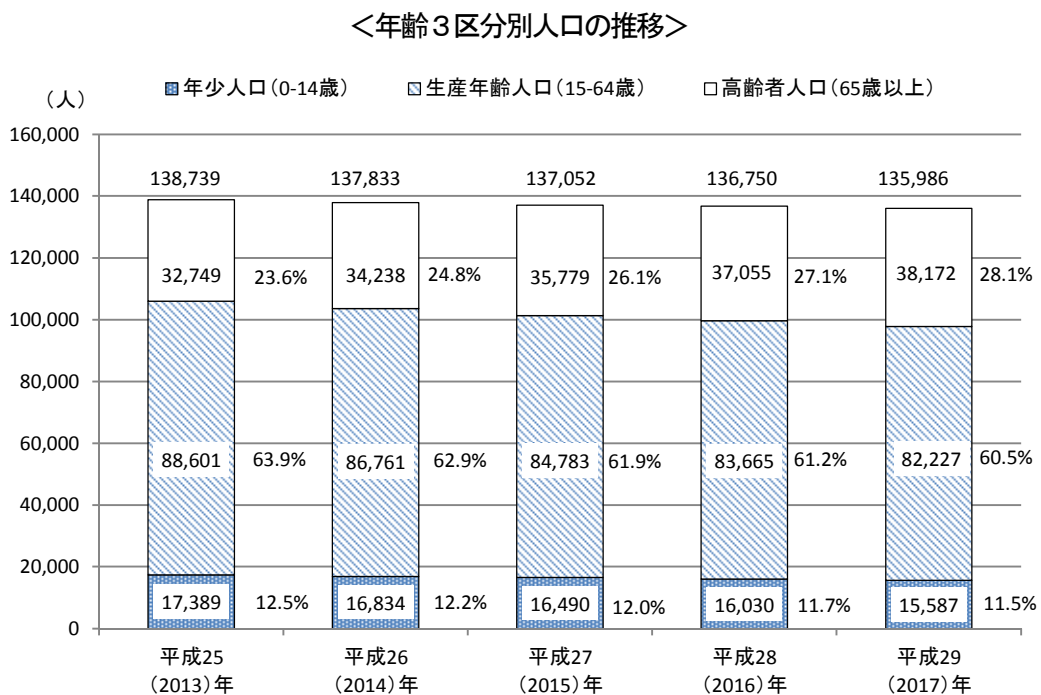
1 人口の状況

市の人口は、近年減少傾向となっており、平成29（2017）年1月1日現在、135,986人となっています。

年齢3区分（年少人口・生産年齢人口・老年人口）の人口の推移をみると、14歳以下の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が減少しており、代わりに65歳以上の高齢者人口が増えています。



資料：青梅市「住民基本台帳」各年1月1日現在



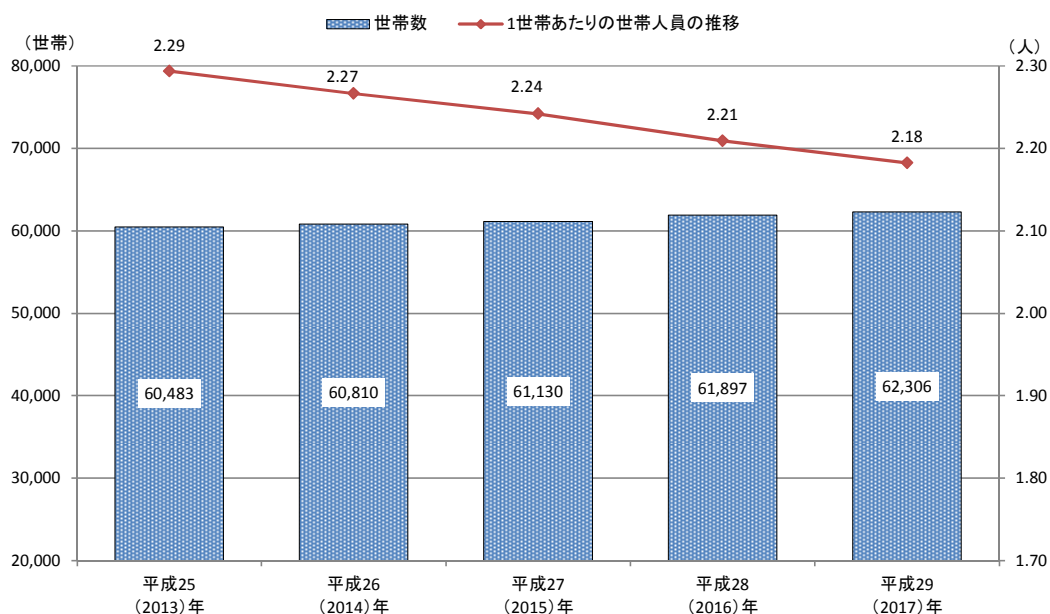
資料：青梅市「住民基本台帳」各年1月1日現在

2 世帯の状況

世帯数は増加傾向にあり、平成29（2017）年時点で62,306世帯となっています。
1世帯あたりの世帯人員は減少傾向であり、平成29（2017）年時点で2.18人となっています。

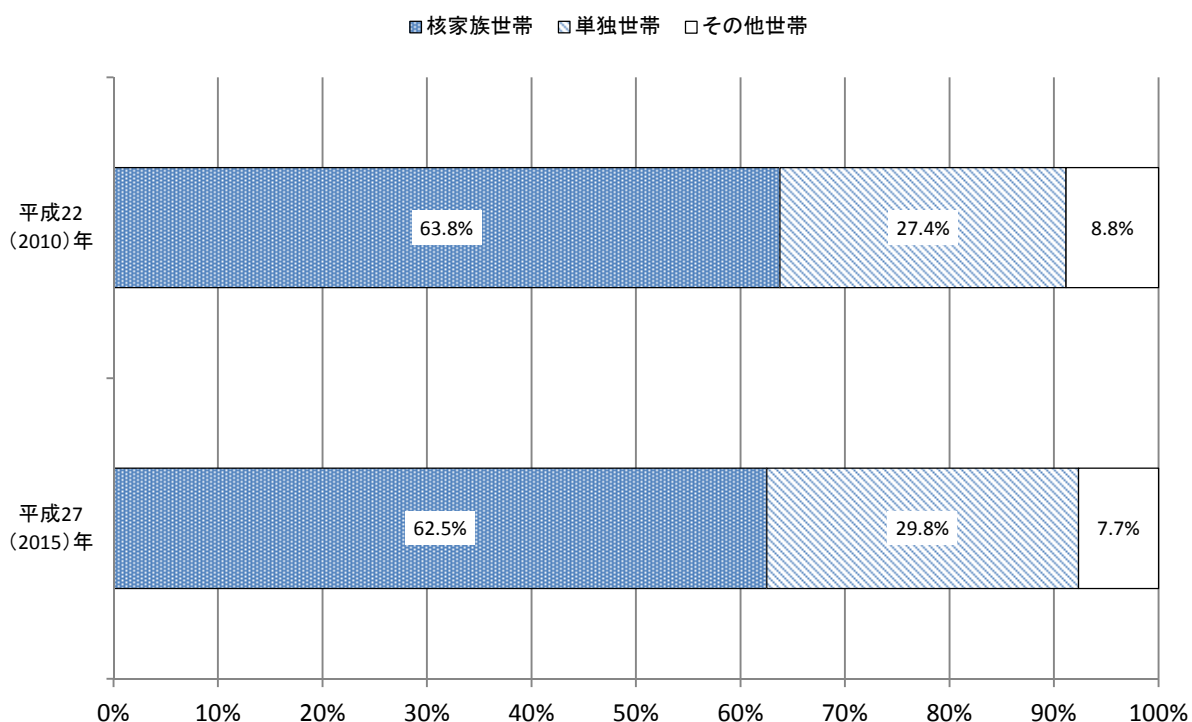
また家族類型では、平成22年と比べて、核家族世帯とその他の世帯の割合が減る中、単身世帯の割合が増えています。

＜世帯数、1世帯あたりの世帯人員の推移＞



資料：青梅市「住民基本台帳」各年1月1日現在

＜家族類型の推移＞

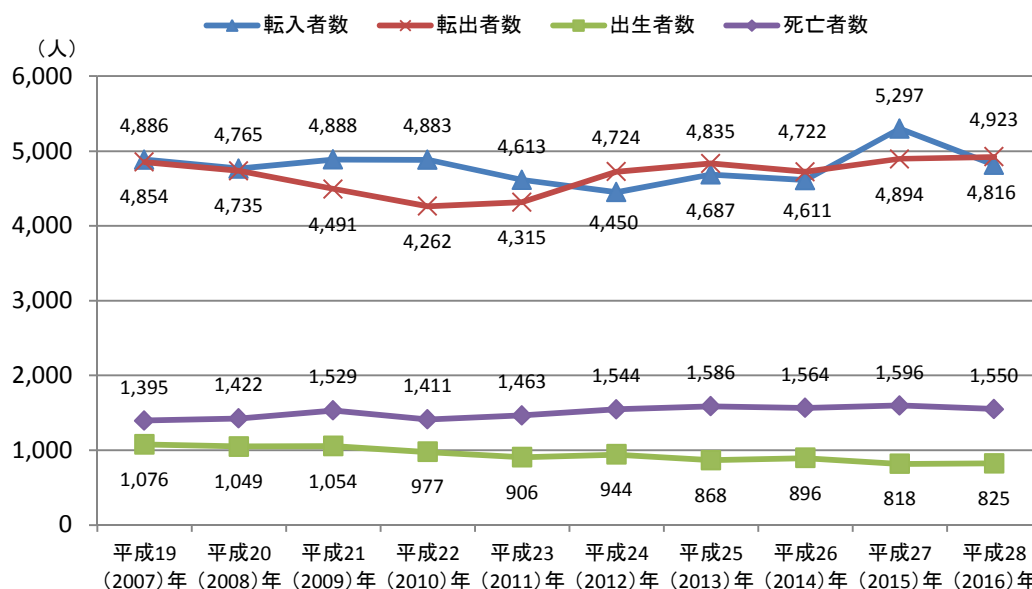


資料：総務省「国勢調査」

3 出生・死亡（自然動態）、転入・転出（社会動態）の状況

出生・死亡の状況をみると、その差は徐々に広がっており、自然減が拡大しています。また転入・転出の状況をみると、増減を繰り返しています。

＜出生・死亡（自然動態）、転入・転出（社会動態）の状況＞

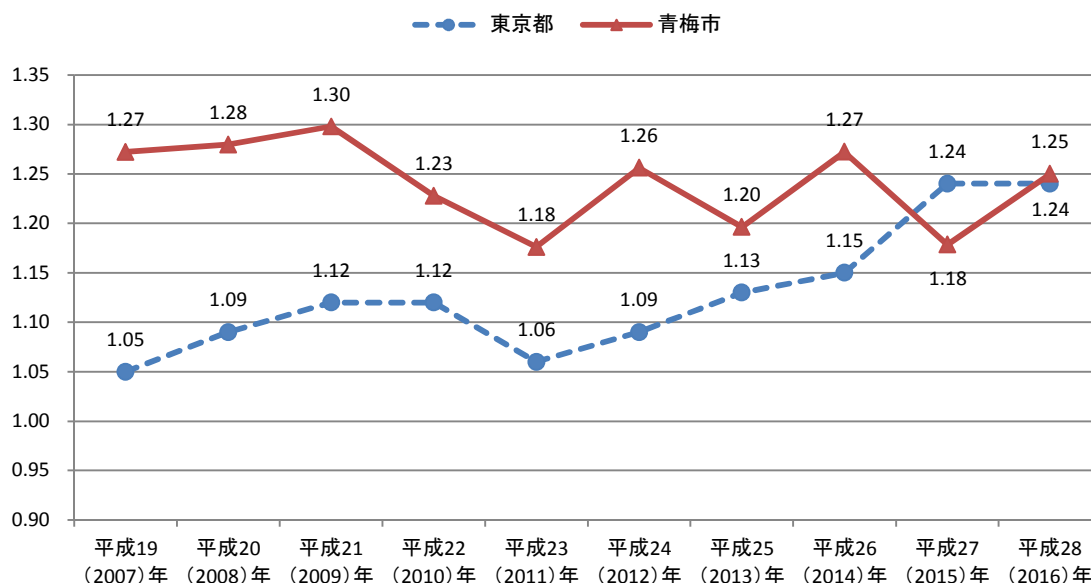


青梅市「市民課資料」より作成

4 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率は、近年増減を繰り返しており、平成28（2016）年は1.25となりました。ただ、平成27（2015）年には1.18となり、初めて都道府県で最も低い東京都よりも低い数値となるなど、東京都との差は、ほぼなくなっています。

＜合計特殊出生率の推移＞



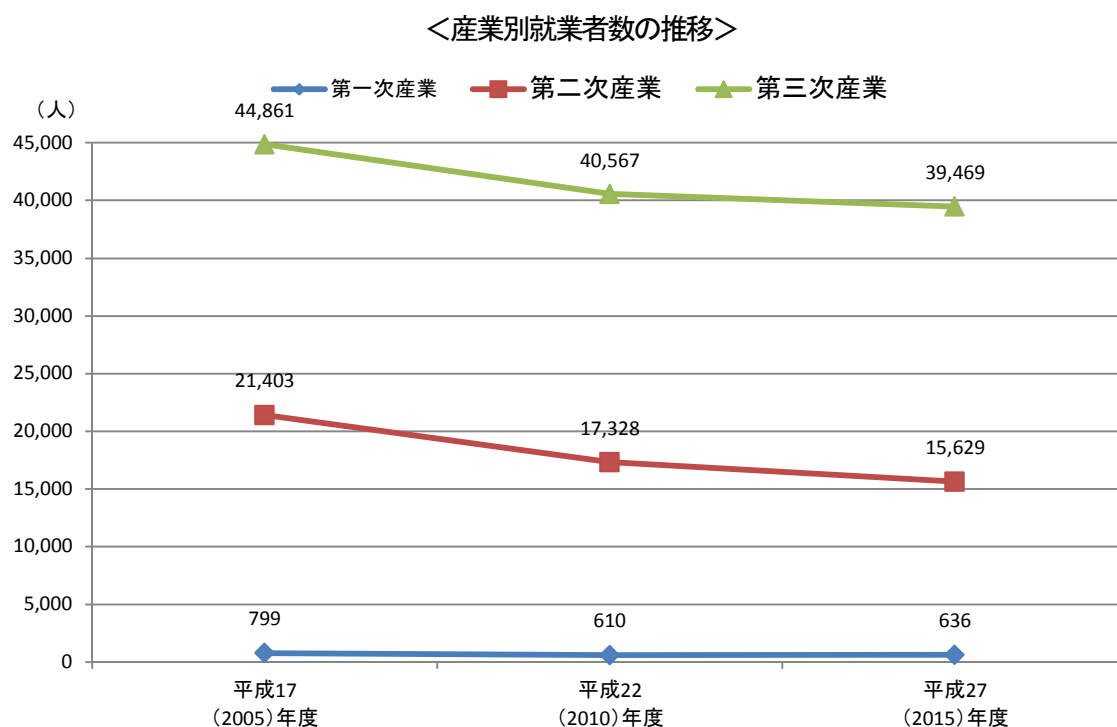
資料：東京都「人口動態統計年報」

5 就業の状況

産業別就業者数の推移をみると、第一次産業は横ばい、第二次産業および第三次産業は減少傾向にあります。

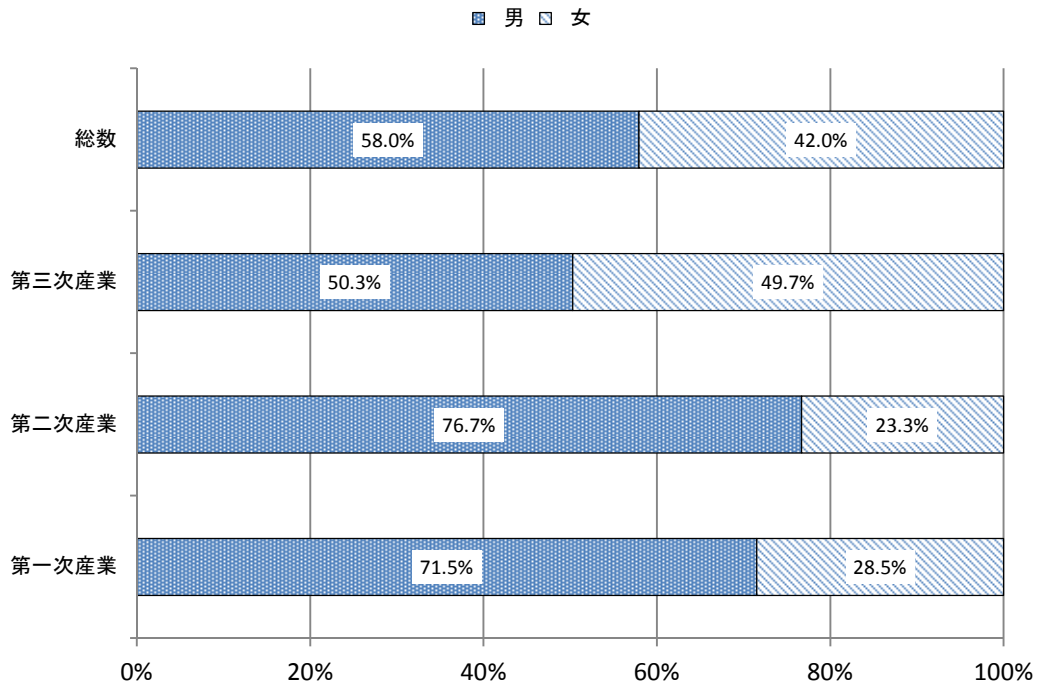
平成27（2015）年産業別就業者の男女割合は、第一次産業および第二次産業では、男性が7割以上を占めるものの、第三次産業では概ね男女同割合となっています。

5歳階級別の就業率では、男性の20～50歳代の8～9割が就業しており、60歳を超えると減少しますが、65～69歳においても約半数の人が就業しています。女性については、20～30歳代で就業率が減少するいわゆるM字カーブを描いています。



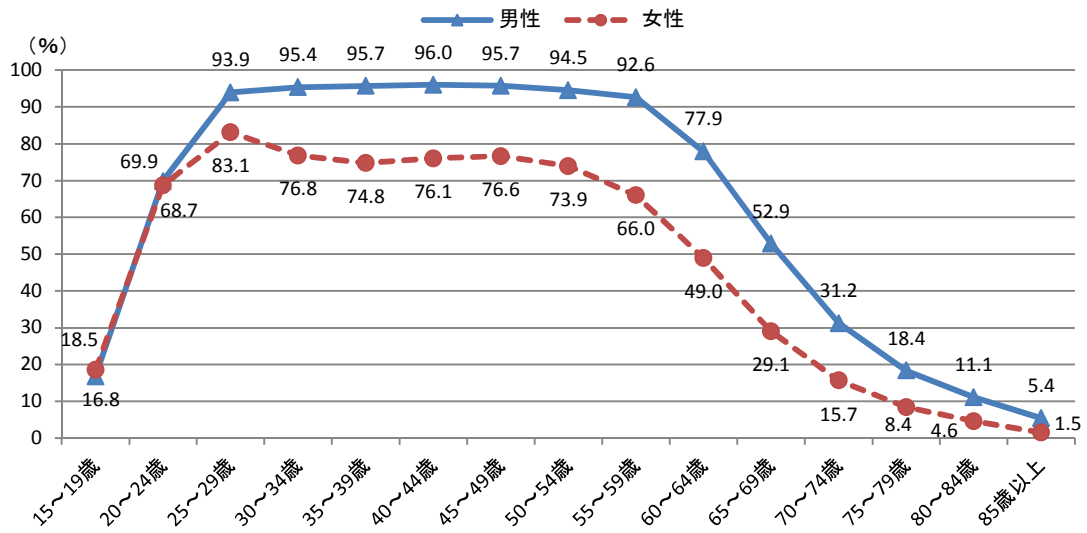
資料：総務省「国勢調査」

<平成27（2015）年 産業別就業者の男女割合>



資料：総務省「国勢調査」平成27年

<年齢5歳階級別労働力率>

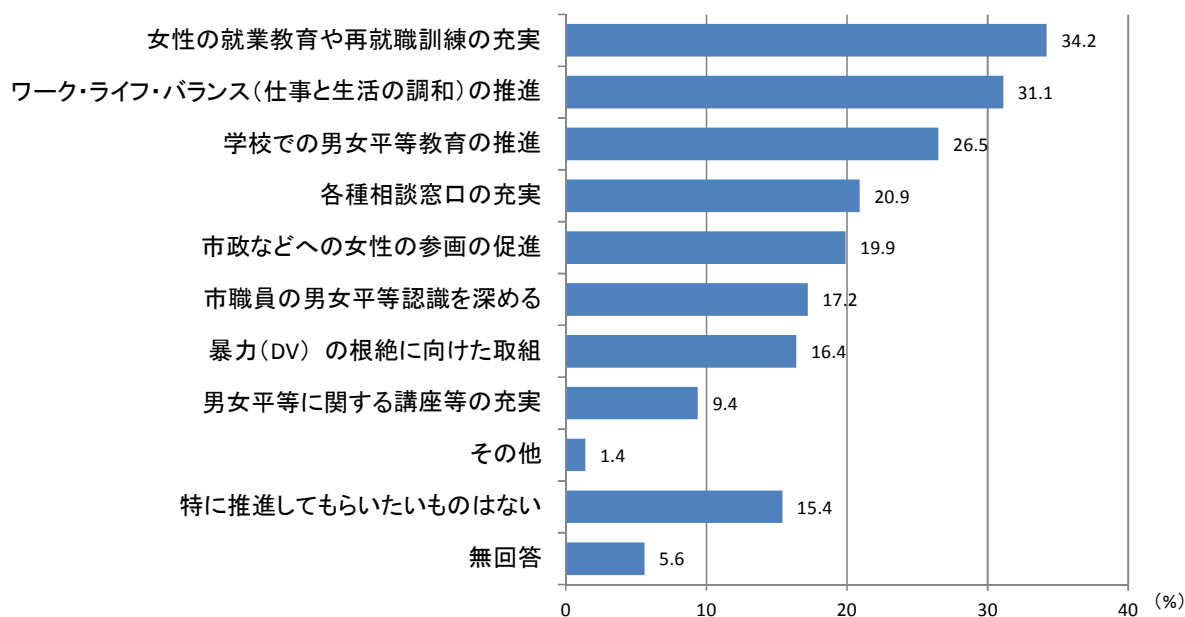


資料：総務省「国勢調査」平成27年

6 青梅市総合世論調査の状況

平成28年度に実施した青梅市総合世論調査結果によれば、男女平等参画社会に向け市が力を入れるべき施策についてたずねたところ、「女性の職業教育や再就職訓練の充実」が34.2%で第1位に挙げられ、次いで「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」が31.1%、「学校での男女平等教育の推進」が26.5%、「各種相談窓口の充実」が20.9%、「市政などへの女性の参画の促進」が19.9%の順となっています。

＜男女平等参画社会に向け市が力を入れるべき施策＞



資料：青梅市「市政総合世論調査」平成28年度

第3章 事業計画

- 目標Ⅰ 人権の尊重による男女平等参画の意識づくり
- 目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女平等参画の推進
- 目標Ⅲ 働く場における男女平等参画とワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和) の推進
- 目標Ⅳ 総合的な計画の推進

目標Ⅰ 人権の尊重による男女平等参画の意識づくり

課題1 配偶者等からの暴力の防止（重点課題）

課題2 社会的弱者に対する暴力の防止

課題3 男女平等参画を推進する教育・学習の充実

課題4 国際理解の推進

課題5 男女平等参画の啓発

男性も女性も一人ひとりが性別にとらわれず、それぞれが一人の人間として認められ、個性と能力が社会の中で十分に発揮できる男女平等参画社会を実現させるためには、人権の尊重は基礎となるものです。

しかし、性別を理由とする差別的取り扱いや、配偶者等からの暴力などの人権侵害は、社会のさまざまなところで起こっています。男女平等参画社会の実現のために、固定的な性別役割分業意識を解消していくほか、配偶者等からの暴力を防止していきます。

国際社会の中で、誰もがともに生きるまちづくりを進めるためには、異なる文化、習慣、価値観などをお互いに理解し認め合うことが重要です。

また、男女平等参画社会の実現に向けて、さまざまな機会・媒体を利用し、広く意識啓発・情報発信に取り組む必要があります。

課題 1 配偶者等からの暴力の防止（重点課題）

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化および深刻化しやすく、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。

被害者の多くは女性であり、その子どもを含めた被害者の立場に立った支援体制・通報の強化、相談体制の充実、安全の確保、情報管理の徹底等に配慮し、関係機関との連携を図り、暴力を起こさせない人権尊重を含めた啓発活動を行います。

施策	取組項目	取組の方向
の防暴 意止力 識のの 啓た未 発め然	暴力を防ぐための意識啓発	DV等暴力が重大な人権侵害であることや、発見時の通報、相談窓口等を周知します。また、啓発対象の低年齢化に向けた検討を行います。
	人権尊重の意識啓発	人権尊重に関する意識啓発を行います。

- 主な事業**
- ・啓発カードの作成・配布
 - ・中高校生等を対象にしたデートDV啓発講座の開催
 - ・人権・身の上相談の実施（定例・特設相談）

施策	取組項目	取組の方向
被害者 支援 対策 の充 実	DV相談体制の整備	被害者からの相談に応じ、自身の安全と生活の安定に向けた助言・援助を行います。
	DV被害者の自立支援体制の充実	配偶者暴力被害者等に対し、より円滑な支援ができる体制を目指します。
		DVおよびストーカー等の被害者の自立に向けた支援を行います。
	DV被害者の保護体制の整備	庁内・関係機関等との連携を図り、DV被害者の安全の確保に向けた体制の整備と支援を行います。
庁内連携体制の強化 (※5配偶者暴力相談支援センター機能の整備に関する検討)	被害者の状況に応じ、関係各課の連携を強化し、共通認識のもと、二次被害の防止、被害者情報の保護に配慮し、支援を行います。	

主 な 事 業

- ・ 婦人相談員による相談対応、助言、支援の実施
- ・ 地域包括支援センターにおける相談の実施
- ・ 母子・父子自立支援員による支援や関係機関との連携
- ・ 各職場への啓発と窓口対応での連携
- ・ 配偶者等暴力対策関係課連絡会の開催

施 策	取 組 項 目	取 組 の 方 向
と 関 の 係 連 機 連 携 関 関	外部関係機関との連携	関係機関と連携し、早期発見・支援・防止に努めます。

主 な 事 業

- ・ 犯罪被害者支援ネットワークを通じた青梅警察署との連携
- ・ DVの早期発見のため、保健所や医療機関などとの連携
- ・ DV防止の啓発、被害者支援のため、東京都や区市町村などとの連携

※5配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法により、配偶者暴力被害者を保護するため相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等を行う機関。

市町村にはその機能の整備が努力義務とされている。

課題2 社会的弱者に対する暴力の防止

社会的弱者に対する身体的、心理的な暴力は、その事実を発見することが困難である場合が多く、また被害者本人から助けを求めることも容易ではない場合が多く見られます。

全ての人の人権が尊重され、心安らかな生活が送れるように、社会全体で弱い立場の人を守っていく取組を推進していきます。

施策	取組項目	取組の方向
児童・障害者・高齢者虐待の防止	虐待を防ぐための意識啓発	人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える児童虐待の禁止、予防、早期発見に向け、意識啓発を図ります。
		障害者に対する身体的、心理的虐待などは重大な人権侵害であることの認識を深めるとともに、虐待防止に向けた意識啓発を図ります。
		高齢者に対する身体的、心理的虐待などは重大な人権侵害であることの認識を深めるとともに、虐待防止に向けた意識啓発を図ります。
	虐待防止にかかる連携体制の整備	児童に対する虐待防止に向け、関係機関との連携と相談体制を充実します。
		障害者に対する虐待防止に向け、関係機関との連携と相談体制を充実します。
		高齢者に対する虐待防止に向け、関係機関との連携と相談体制を充実します。

主な事業

- ・立川児童相談所、保健所、医療機関などとの連携
- ・要保護児童対策地域協議会での情報交換

課題3 男女平等参画を推進する教育・学習の充実

あらゆる場において男女平等教育や学習を進めていくことは、男女平等参画社会の土台をつくる重要な取組です。

男女平等参画の意識は子どもの頃からの教育や地域での生活の中で形成されていくため、学校教育の場とともに、社会教育の場における男女平等参画の学習を充実させて、教育・学習の場での意識改革を進めます。

また、近年は性に関する様々な問題や課題（多様な性、性の商品化・売買春・援助交際等）があります。これらに関する正しい知識を学ぶ場の確保や啓発を行います。

施策	取組項目	取組の方向
学校教育における男女平等教育の推進	男女平等教育推進のための啓発	校長会、副校長会および人権教育推進委員会（各校1名）を通して、人権としての男女平等教育の意義および推進について指導を行います。
	進路指導の充実	性別にとらわれることなく、自分の個性を生かせるよう進路指導の充実を図ります。
	指導資料等の整備	性教育の全体計画・年間指導計画の改善・充実を行います。
	教職員研修の開催	人権尊重を基盤とした学校経営や学級・教科経営を推進し、男女平等教育などに関する研修を実施します。

- 主な事業**
- ・校内における人権教育研修の開催
 - ・進路指導主任連絡協議会や、人権教育研修会を通じた進路指導
 - ・東京都教育委員会作成の人権教育プログラムの活用
 - ・人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会における教職員の意識啓発

施策	取組項目	取組の方向
男女平等教育における推進	男女平等参画に関する講座等の開催	男女平等参画の視点に立った講座を実施します。
	学習情報の提供	学習情報、各種団体の活動情報、視聴覚ライブラリー情報、市政に関する報告書や計画書等を提供します。
	女性グループ交流事業の支援	女性グループ間の情報交換、共同事業などを支援し、交流の促進を図ります。

- 主な事業**
- ・男女平等啓発講座の開催
 - ・家庭教育支援講座の開催
 - ・消費者団体による「青梅市市民のくらし展」の開催

施策	取組項目	取組の方向
多様な性に関する理解促進	性の商品化の防止のための意識啓発	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」等の周知や関係機関との連携により、性の商品化防止に向けた取組を行います。あわせて、女性の人権尊重の啓発を行います。
	エイズ対策普及啓発	エイズ予防や感染者への偏見差別をなくす啓発活動に努めます。
	活字等における適切な表現の推進と性表現の配慮	広報紙、市の出版物等を作成する際に、男女平等参画の視点に立ち、適切な表現を推進するとともに、性的な差別につながる表現になっていないか配慮します。
	多様な性への啓発	戸籍の性別と自分の思う性別が異なることや異性以外を好きになることなど多様化する性への理解・啓発に努めます。

- 主な事業**
- ・人権パネル展による啓発
 - ・市内販売店等への不健全図書類の販売自粛要請

課題4 国際理解の推進

国籍や民族、環境や価値観が異なる人々がお互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築くためには、国際的な理解を深め、国際社会に対応できるよう努める必要があります。

日本人と外国人が地域社会でお互いの文化や習慣を理解し合い、ともに生きるまちづくりを進めていくため、国際理解の推進および国際交流機会の充実に努めます。

施策	取組項目	取組の方向
の国際理解 推進	学習講座の開催	国際理解のための講座を実施します。

主な事業

- ・国際理解講座の実施
- ・外国人日本語講座の実施

施策	取組項目	取組の方向
機会の充 実	姉妹都市交流事業	姉妹都市交流事業を充実し、互いの文化、習慣等の理解の場を提供します。
	国際交流団体への支援	市内国際交流団体への支援を行うとともに、協働による事業の推進を図ります。

主な事業

- ・ポツパルト市（ドイツ）との交流

課題5 男女平等参画の啓発

男女平等参画社会の実現のためには、長い年月をかけて形づくられた「性別による固定的な役割分業意識」を見直し、解消していく必要があります。

法・制度などが整備されていても、このような考え方が人々の中に根付いていては、男女平等参画の進展は望めません。

「性別による固定的な役割分業意識」に気づき、見直すために啓発事業等を充実します。

施策	取組項目	取組の方向
報啓 活発 動の 充実 の 充 実 ・ 広	事業・講座の実施時間等の見直し	多くの市民が男女平等参画について学習できる機会の拡充のため、講座の内容や、実施時間の見直しを行います。
	男女平等参画に関する事業等の周知	多様な媒体を利用して、男女平等参画に関する意識啓発、事業の周知等を行います。

- 主 な 事 業**
- ・ 休日、夜間等の講座開催時間の調整
 - ・ 託児付き講座等の開催
 - ・ 市広報、ホームページの活用
 - ・ 男女平等情報紙の発行

目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女平等参画の推進

課題1 行政・防災分野における男女平等参画の推進（重点課題）

課題2 地域・家庭における男女平等参画の推進

課題3 生涯を通じた男女の心と体の健康支援

課題4 外国人への支援

課題5 生活の安定と自立の支援

男性と女性が意思決定の段階からあらゆる活動とともに参画することは、男女平等参画社会の形成には不可欠です。

社会のさまざまな意思決定、家庭や地域社会において、どちらか一方に偏ることなく、男女それぞれの意見が反映されることが必要です。

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合えるよう社会のあらゆる分野において、男女平等参画を推進していきます。

また、お互いの特質を理解しあい、人権を尊重しつつ、思いやりを持つことは男女平等参画社会の前提です。特に女性は妊娠・出産を経験するなど、生涯にわたる健康問題について、十分なケアが必要です。

超高齢社会において、すべての人が、いきいきと生活し、安心して暮らすことができるよう、男女の生涯を通じた健康支援、外国人への支援や社会の変化により生まれた、多様な環境・形態で生活を営む家庭への支援を行います。

課題 1 行政・防災分野における男女平等参画の推進（重点課題）

市民に身近な行政の政策決定は、市民生活に大きな影響を与えます。女性の意見も市政に反映されるよう、今後も審議会等委員への女性の積極的登用に努めます。

また、近年発生した、さまざまな自然災害の現場などにおいて、あらためて男女平等参画の視点の重要性が認識されたことから、防災分野に対して積極的な推進を図っていきます。

施策	取組項目	取組の方向
政策への女性方針の決定過程	審議会等委員の女性委員の参画促進	市政の方針・政策決定過程に影響力のある審議会・委員会等への女性委員の割合が3割を超えるようにしていきます。
	市政への市民意見の反映	市政などへの女性の参画を促進し、女性市民の意見を広く市政に反映する機会を拡充します。

主な事業

- ・「市民と市長との懇談会」「市長への手紙」の実施
- ・各種計画等の策定段階でのパブリック・コメントの実施

施策	取組項目	取組の方向
平等参画の推進	地域防災計画への女性の意見の反映	地域防災計画の修正にあたり女性の視点・意見の反映を図ります。
	避難所運営等での男女平等参画の促進	避難所運営等にあたり男女平等参画の促進を図ります。

主な事業

- ・女性の視点・意見を踏まえた地域防災計画の修正
- ・女性と防災に関する講座・研修会の実施

課題2 地域・家庭における男女平等参画の推進

男女平等参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分業意識を解消し、生活の基盤である家庭・地域の男女平等参画を推進していく必要があります。

地域のボランティア等の活動では、女性の参画が多いが、組織の代表や役職には男性が多いといった傾向があります。

男女平等参画社会の実現のためには、女性の社会進出を推進してだけでなく、男性の家庭・地域への参画の促進も行います。

施策	取組項目	取組の方向
地域活動への男女平等参画の推進	啓発活動の促進	地域活動等へ積極的な参加を働きかけるとともに、地域に対して男女平等参画に関する情報提供を行います。
	青梅市ボランティア・市民活動センターの活動の促進	男女平等参画の視点からボランティア活動を支えるため青梅市ボランティア・市民活動センターの活動を促進します。
	NPO・ボランティア活動の活性化および協働の推進	男女平等参画の視点から市民活動団体との連携・協働事業を推進します。
	女性リーダーの育成	地域活動における、女性リーダーを育成し、支援します。

- 主な事業**
- ・青梅市ボランティア・市民活動センターとの連携と事業の推進
 - ・女性リーダー育成講座の実施

施策	取組項目	取組の方向
平等参画の確立 家庭における男女	男女平等参画による家事・育児・介護などの促進	男女がともに参加できる家事・育児・介護などの講座を開催します。
	家庭生活への男性の参画支援	男性が家事・育児等を積極的に行えるための講座を開催します。

- 主な事業**
- ・母子手帳交付時に「父親ハンドブック」の配布
 - ・両親学級の開催

課題3 生涯を通じた男女の心と体の健康支援

女性が健康に子どもを産み、男女が協力し育てていくことは社会にとって大切なことであり、母性を尊重し、妊娠・出産期の環境について十分に配慮する必要があります。

また、男女が互いに自立し、社会を支えるパートナーとしていきいきと活動するためにも、一人ひとりが健康を考え、健康増進に取り組むことのできる環境づくりを進めます。

施策	取組項目	取組の方向
母子保健事業の充実	母子保健に関する指導・助言	母親学級等を通じて、女性の生涯を通じた健康のための情報を提供します。また、相談事業も行います。
	各種健康診査と育児支援	母子の健康・健全な生活習慣の確立・子どもの健全育成の支援のために、各種健康診査等を実施します。

主な事業

- ・妊婦健康診査の実施
- ・乳幼児健康診査の実施

施策	取組項目	取組の方向
健康に生活していくための支援	健康管理意識の高揚	年齢や性別に応じた各種健康診査や健康に関する講座等を開催し、健康管理意識を高めます。
	スポーツ・レクリエーションの推進	各種スポーツ大会や有酸素運動普及事業等を実施します。
	スポーツ指導者の育成	適切なアドバイスや実技のできる指導者の育成を図ります。
	スポーツに親しめる環境づくり	学校体育施設の開放、民間温水プールの確保等スポーツに親しめる環境づくりの充実を図ります。

主な事業

- ・有酸素運動の普及
- ・健康づくりのための学習活動の実施
- ・スポーツ推進委員の研修会の実施

課題4 外国人への支援

市内には、人口の約1%程度、外国人住民が居住しています。また近年、市を訪れる外国人を見かける機会も増えてきています。東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年およびその先を見据え、国際社会に対応できるよう環境づくりが重要です。

多文化共生の観点から、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていくため、外国人への支援に努めます。

施策	取組項目	取組の方向
の外国人 支 援 へ	外国人居住者への日常生活の情報提供	市内在住外国人が日常に不便や不安がなく生活を送れるための情報をホームページなどで提供します。
	国際交流ボランティア活動の促進	語学ボランティアにより、青梅マラソン等に参加する外国人を支援し、市民レベルの国際交流を促進します。

主 な 事 業 ・ 市政や暮らし、災害関連などに関する情報の外国語による提供

課題5 生活の安定と自立の支援

共働き世帯の増加、核家族化、少子・高齢化が進行し、家族による介護・看護が難しくなっています。また、その対応は女性だけが負担するものではありません。

多様なライフスタイルの中で、さまざまな家庭の形態も生まれています。男性も女性もともに介護・看護と家庭や仕事との両立ができ、自立した生活を営むことができるよう支援を行います。

施策	取組項目	取組の方向
特別な配慮を必要とする男女への支援	ホームヘルプサービスの実施	ひとり親家庭や障害者等に対し必要に応じた適切なサービスを実施します。
	ひとり親家庭等に対する各種貸付・就業支援	貸付金制度、就業支援の充実に努めます。
	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対する医療費の助成を行います。
	ひとり親家庭等に対する手当の支給	児童扶養手当、児童育成手当の支給を行います。
	障害者等の生活支援	生活利便を図るための住宅改造費用助成を行います。
	障害者等の障害福祉サービス	ショートステイ事業等障害福祉サービスを実施します。

- 主な事業**
- ・ 障害福祉施策にもとづく居宅介護サービスの実施
 - ・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の実施
 - ・ 母子家庭等高等技能訓練促進費等事業の実施
 - ・ 玄関等の住宅設備の改善費の支給
 - ・ しおり等による障害福祉サービスの周知

施策	取組項目	取組の方向
高齢者への支援	高齢者の生活支援	紙おむつ等給付事業や配食サービス事業など生活支援サービスを提供します。
	高齢者の生きがいづくり	高齢者の生きがいづくりに関する講座や、高齢者クラブの支援を実施します。
	高齢者の社会参加と能力活用	シルバー人材センター事業の支援を実施します。
	介護保険制度に関する周知	介護保険制度を周知するとともに、介護保険事業を実施します。
	高齢者の総合相談の実施	高齢者の介護等にかかる総合相談を実施します。

- 主な事業**
- ・敬老会の実施
 - ・介護保険事業の実施
 - ・地域包括支援センターにおける総合相談の実施

目標Ⅲ 働く場における男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの推進

課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進（重点課題）

課題2 働く場における男女平等参画の推進

課題3 女性の就業支援

課題4 子育て・介護への支援

これまで、男女が働きながら子育てができる環境整備が図られてきましたが、女性の多くは継続就業が困難であり、男性の多くは仕事優先による長時間労働の現実があります。

一方、人々の価値観やそれに伴うライフスタイルも多様化し、男女を問わず仕事と生活をバランスよく充実させたいという人々が増えています。

時代の変化に対応し、多様な生き方を受け入れる豊かな社会を築くため、男女がともに子育てに参加でき、仕事と家庭生活の調和を実現できる環境をつくるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

働きやすい職場環境は、男女ともに必要なものであり、少子・高齢化社会へ適切に対応するため、女性の就業・キャリア形成に対する支援、子育て支援や家庭での介護の支援などを充実します。

課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進（重点課題）

男性も女性も心豊かに充実した人生を送るためのワーク・ライフ・バランスは、男女平等参画社会の実現のために、一人ひとりが考えていく重要な課題です。雇用者・被雇用者の双方に対する啓発を推進します。

施策	取組項目	取組の方向
と主企 情業 報への 提や 供啓 発事 業	企業等へのワーク・ライフ・バランスの啓発	市内の企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの講演会等の実施および情報提供を行います。

主 な 事 業 ・青梅商工会議所との共催による講座の開催

施策	取組項目	取組の方向
改 男 革 女 の の 推 意 進 識	働く人に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	働く人に対し、ワーク・ライフ・バランスの講演会等の実施および情報提供を行います。

主 な 事 業 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座の実施
・男女平等情報紙等による意識啓発の実施

課題2 働く場における男女平等参画の推進

働く権利や互いの人権を尊重しあい、男女がともに対等な職業生活が送れ、働きやすい環境を整えていくために職場における男女平等参画の周知や、※6セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発等を行います。

施策	取組項目	取組の方向
働きやすい職場づくり	労働相談の開催	労働相談を実施します。
	講座等の開催	労働者を対象とした講座や研修会を実施します。
	商工・自営業等の労働者への支援	情報や学習機会の提供を行うとともに、青梅市中小企業従業員等互助会、特定退職金・中小企業退職金制度への加入を促進します。

主な事業

- ・ 社会保険労務士による相談の実施
- ・ 労働者を対象とした接遇研修の実施

施策	取組項目	取組の方向
セクシュアル・ハラスメントの防止	各種ハラスメントの防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするさまざまな嫌がらせなどは重大な人権侵害であることや、被害相談の窓口等を周知します。

主な事業

- ・ ポスターの掲示や企業への啓発
- ・ 相談業務の実施

※6セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれます。

課題3 女性の就業支援

就業は生活の経済的基盤を形成し、働くことによって達成感が得られ、自己実現につながるもので、男女平等参画社会の実現にとっては重要な意味を持っています。

働く女性や働くことを希望する女性が増えていく中、自分のライフスタイルに合わせた働き方が選択でき、働き続けられるように、学習機会や情報等を提供し、女性の職業能力向上を支援するとともに、結婚や出産により退職した女性の再就職を支援します。

施策	取組項目	取組の方向
就業・キャリア形成の支援	能力開発および就業意識向上のための講座の開催および情報提供	働く女性の能力開発および就業意欲向上のための講座を開催し、情報提供を行います。
	農業等に従事する女性の支援	農業等に従事する女性を対象とした学習機会の提供を行います。
	再就職支援のための講座の開催および情報提供	結婚・出産等により、退職した女性の再就職支援講座を実施し、再就職支援情報を提供します。
	再就職支援のための母子・父子家庭自立支援プログラムの策定	母子・父子自立支援員による就労支援プログラムを策定し、ハローワークと連携し就労支援を行います。
	ハローワークとの共催講座の開催	ハローワークとの共催講座を行い、就業機会の増加を図ります。
	女性活躍の啓発および取組の推進	働く女性や働くことを希望する女性はその個性と能力を発揮して活躍できるための意識啓発など各種取組を実施します。

- 主な事業**
- ・ スキルアップ講座の開催
 - ・ 先進視察研修会の実施
 - ・ 市外女性農業者団体との交流の実施
 - ・ 母子・父子家庭自立支援プログラムの策定事業の実施
 - ・ 女性の再就職支援パソコン講座の開催

課題4 子育て・介護への支援

核家族世帯の増加、地域のつながりの希薄化といった流れの中で、子育て中の女性が、働き続けるために、また、いきいきと生活していくためにも育児不安や子育ての孤立化に悩む親を支援していくことが必要です。

さらに、女性だけでなく、男性も参画していくように支援を行います。

また、超高齢社会の本格化を背景に、家庭で高齢者を介護する家族が増えてきていることから、家族介護者への支援の充実を図ります。

施策	取組項目	取組の方向
保育・育児サービスの充実	民間保育所の保育内容の充実	施設整備等に伴う定員増による待機児童の解消および各種保育事業の充実を図ります。
	学童保育事業の充実	柔軟な受入体制を取り、待機児童の解消に努めます。
	子育て支援事業・子育てひろば事業の充実	子育て支援センター、子育て支援事業、ファミリーサポートセンター事業、子育てひろば事業等を充実します。
	子育て相談の開催	子育て世代包括支援センターや子ども家庭支援センターにおいて相談を実施します。また、子育てひろば事業、子育て支援事業において簡易な子育て相談を行います。
	乳幼児ショートステイ事業	保護者の一時的な養育困難による宿泊も含めた一定期間の養育を行います。
	私立幼稚園等保護者に対する補助金の交付	私立幼稚園等の園児の保護者に対し、補助金を交付し、負担軽減を図ります。
	子育て支援制度の情報提供	広報やスマートフォンなどを活用し、子育て支援制度情報を周知します。

主な事業

- ・ 延長保育、一時保育の実施
- ・ 子育て中の保護者と乳幼児、児童との遊びを通じた交流の場の提供
- ・ 児童養護施設でのショートステイ事業の実施
- ・ 子育てモバイル事業の実施
- ・ 「こんにちは赤ちゃん事業」での家庭訪問の実施

施策	取組項目	取組の方向
介護に関する支援	介護保険制度の周知	介護保険制度について、広報紙やリーフレット等で周知します。
	介護保険制度の活用促進	介護保険制度を適切に活用することで介護者の負担を軽減します。
	介護に関する相談	介護サービスにかかる相談を行います。

- 主な事業**
- ・ 介護と予防に関するガイドブックの配布
 - ・ イベント会場での介護相談の実施
 - ・ 介護サービス相談員派遣事業の実施
 - ・ 家族介護教室の実施

目標Ⅳ 総合的な計画の推進

課題1 推進体制の強化・充実（重点課題）

男女平等参画社会の実現には、総合的かつ計画的な施策の推進が不可欠です。

本市では、「青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」をはじめ職員の服務等に関して、これまでも条例や規則を制定するなかで男女平等参画の推進のため、条件整備を行うとともに、職員研修等において、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組、意識啓発を実施してきました。

今後も、本計画の基本理念を踏まえ、職員の理解を深めて、全庁的な取組として本計画を推進していきます。

また、計画の推進にあたっては、国や東京都、他市町村との連携しながら、情報収集に努めつつ、市民との連携、協働により事業の実施に取り組めます。

課題 1 推進体制の強化・充実（重点課題）

本計画を実効性あるものとしていくために、計画の進ちよく状況を管理し、取組の検証を踏まえ、施策、事業の充実を図ります。

また、市政にかかわる職員一人ひとりについても、常に男女平等参画を意識して、業務に取り組む体制づくりに努めます。

施策	取組項目	取組の方向
市民参画の推進による	市民との連携	市民、各種団体、事業者等と連携し、本計画による施策を推進します。
	進ちよく状況報告書の作成	毎年、前年度事業の進ちよく状況報告書を作成し、青梅市男女平等推進計画懇談会の意見等を踏まえ、各事業の進ちよく内容を検証し、施策の充実を図ります。

主な事業

- ・男女平等推進計画懇談会の開催
- ・計画推進懇談会、情報紙編集委員会等への市民の参画

施策	取組項目	取組の方向
庁内の男女平等参画推進体制の充実	庁内推進体制の整備	男女平等参画に関連する部署の連携を図り、内部組織を整備していきます。
	市職員に対する男女平等参画の啓発	職場内の固定的な性別役割分業意識の解消等のため、意識啓発を行います。

主な事業

- ・男女平等推進計画検討委員会の開催
- ・男女平等参画に関する職員研修の実施

施策	取組項目	取組の方向
関する男女平等参画に 情報収集	国・都・他市町村との連携	他市町村との連携を深め、情報交換を行います。また、国および都に対して、男女平等参画推進に向けた働きかけをします。
	関係図書・資料の収集	男女平等参画関連の資料や情報を収集し、施策の充実や情報提供を行います。
	男女平等参画に関する市民の意識・実態調査	男女平等参画の推進のため、基礎資料となる意識調査等を行います。

- 主な事業**
- ・ 担当職員連絡会等での連携、情報交換
 - ・ 講座受講者へのアンケートの実施
 - ・ 市政総合世論調査での調査項目の設定

